

議事録第9号

ソ連共産党中央委員会政治局チェルノブイリ原発事故対策特別作業班会議

1986年5月8日

出席者：

ソ連共産党中央委員会政治局員

同志 ルィシコフ N. I .
リガチョフ E. K .
ヴォロトニコフ V. I .
チェブリコフ V. M .

ソ連共産党中央委員会政治局員候補

同志 ドルギフ V. I .
ソコロフ S. L .

ソ連内務相

同志 ヴラソフ A. V .

会議招致出席者：

ソ連閣僚会議副議長 [副首相]

同志 シチエルピナ B. E .

ソ連共産党中央委員会重工業・エネルギー産業部長

同志 ヤストレボフ I. P .

ソ連電力エネルギー相

同志 マイオレツ A. I .

化学工業相

同志 リストフ V. V .

石油精製・石油化学工業相

同志 レマエフ N. V .

対外貿易相

同志 アリストフ B. I .

国防省第1次官

同志 アフロメエフ S. F .

ソ連共産党中央委員会重工業・エネルギー産業部次長

同志 フロルィシェフ V. M .

ソ連保健省第1次官

同志 シチエーピン O. P .

ソ連外務省第1次官

同志 コヴァリョフ A. G .

国家水文気象委員会第1副委員長 [議長]

同志 セドゥノフ V. S .

ソ連電力エネルギー省全ソ生産公団

「ソユザトムエネルギー」理事長

同志 ヴェレテンニコフ G. A .

1. ソ連ヨーロッパ部の放射線状況について

この1昼夜間に放射線状況の大きな変化は見られなかったとの、セドゥノフ同志の報告を了解。キエフでは、毎時0.5ミリレントゲンに放射線レベルが低下。ツーラ地区の汚染度の上昇が依然続く。住民の事故発生時からの総被曝線量は、キエフ0.1、ブラーギン3.9、ポレスコエ1.8レントゲンに達す。諸外国の状況は、ルーマニアを除き正常化。ルーマニアの一連の地区における放射線レベルは、毎時0.2ミリレントゲンである。

ソ連国境の、次の地点の放射線レベルに関する情報をIAEAに提供するとの提案に同意する。その地点とは、レニングラード、リガ、ピリニウス、プレスト、ラホフ、キシニニョフ、それにチェルノブイリ原発から68キロメートルの地点として、オスチョル市。

放射線状況の諸問題を協議するため2人の専門家をソ連に派遣したいとのルーマニア側の要請に応じることは、妥当と判断する。ペトロシヤンツ、セドゥノフ両同志に対し、その専門家との協力を

実現させるよう委任する。

2. 放射線被曝患者の入院及び治療について

この1昼夜間に入院患者数が、子ども730人を含め、2245人増えたとの、シチェーピン同志の報告を了解。5月8日10時00分現在、入院治療を受けている患者数は、5415人であり、そのうち子どもは1928人。放射線被曝症と診断された者は、315名。ソ連保健省は、市民の許容被曝レベルについて、従来 of 規準を10倍引き上げる新基準を承認(添付)。特別の場合においては、この規準を、従来 of 50倍 of レベルにまで引き上げることが可能。

ソ連保健省(シチェーピン同志)は、放射能汚染諸地区から来る人々を受入れるために、モスクワに3ヶ所の医療機関を開設する義務を負う。これらの人々への衣類の提供をソ連商業省(ヴァシェンコ同志)に委任する。採用された一連の措置については、5月10日に当特別作業班へ報告される。

3. 除染作業の進行状況について

この問題に関するアフロメエフ同志の報告を了解。国防省(アフロメエフ同志)に対し、トゥーラ[ツーラ/ロシア]の放射能汚染レベルの測定を実施するよう委任する。必要に応じて、各汚染区の除染措置が講じられる。その実行については、5月10日に当特別作業班へ報告される。

4. ヴォロビヨフ A. I.、ゴーギン E. 両同志のテレビ出演について

チェルノブイリ原発での状況改善を考慮し、その出演は差し控えるのが妥当と判断する。

5. 医薬品、物資ならびに装置の外国での買い付けについて

この問題に関するアフロメエフ同志の報告を了解する。

シチェルピナ同志に対し、イギリスから入手する防護服の事前テストを実施するよう委ねる。その結果が肯定的なものであれば、速やかにチェルノブイリ原発へ送ることとする。ソ連外務省(コヴァリョフ同志)は、納入業者に対し、政府を代表して感謝の念を伝える。

ソ連電力エネルギー省(マイオレツ同志)は、ドイツ連邦共和国[西ドイツ]から納入されるロボット技術システムの操縦法習得のため、電気工学専門家と無線技術専門家を当該国に派遣する義務を負う。

アリストフ、シチェーピン、セドゥノフ並びにバゾフスキーの各同志に対し、輸出品やそれを他の国に輸送する運輸交通手段が放射能に汚染されていないことを証明する文書の作成手順に関する問題について、その解決を委ねる。

ソ連外務省(コヴァリョフ同志)は、必要医薬品および装置の購入にあたって対外貿易組織に協力することにつき、在外ソビエト大使に対し委任する。外国政府による一部品目の対ソ禁輸措置の適用に際しては、現在の状況においてそのような制限措置が不当なものであることを明らかにするための、しかるべき外交措置を講じる。

6. 一連のヨーロッパ諸国でソ連製品の輸入規制が導入された問題に関する、タス通信の報道について 当該報道のテキストを承認。これを1986年5月9日の新聞で掲載する。

7. チェルノブイリ原発事故の除染作業に必要な化学製品の生産について

この問題に関するリストフ、レマエフ両同志の報告を了解。当該各省によりとられた、事故処理作業に必要な材料物資の生産規模拡大に関する措置を承認する。

8 . チェルノブイリ原発における事故処理作業の進行状況について

一連の措置を講じた結果、原子炉内の温度が300度にまで下がったとの、シラエフ同志の報告を了解。

シラエフ同志に対し、炉内の温度に関するデータを確認するよう委任する。砲撃技術を用いて原子炉プラントの側壁に、コンクリート混合物の流し込みに必要な複数の注入口を設ける作業を開始するとの、シラエフ同志の提案に同意する。

ブルドーザ機材の機動能力を保障する一連の措置を講じるため、エジョフスキー同志をチェルノブイリ原発に派遣する。

シラエフ同志に対し、放射能の雨水による流出と環境中の拡散を防止するため、破壊原子炉内の堆積物をコンクリートで固める緊急措置を講じるよう委任する。

マイオレツ同志は、原発敷地内の豪雨対策用排水設備を外部環境から確実に隔絶する作業を、速やかに実行する義務を負う。

シラエフ同志に対し、停止した各原子炉の防火安全性を高めるための緊急措置、また、破壊原子炉の最終的な埋設計画立案の早急な措置を講じるよう委任する。

9 . 政府の次回定例発表について

発表テキストを承認。特別通達の後、新聞に掲載される。

10 . シチェルピナ同志のいくつかの提案について

各原子力発電所に高周波政府連絡回線を設けるとのシチェルピナ同志の提案に同意。

マイオレツ同志に対し、しかるべきソ連閣僚会議通達を準備するよう委任する。

当特別作業班の次回会議の議題に、各原子力発電所の稼働中原子炉ユニットの安全性向上に関する特別対策の問題を加えることとする。マイオレツ、メシコフ両同志を報告者に指名する。

国家科学技術委員会（マルチューク同志）と国家原子力安全監督局（シドレンコ同志）に対し、チェルノブイリ原発における事故の原因に関する結論、並びにRBMK型炉をもつ発電ユニットの核エネルギープラント安全性に関する最新の要求について、国内の主な研究者及び専門家をまじえてとりまとめるよう委任する。

ソ連閣僚会議総務局 総務課 13 印

N . ルィシコフ